

# 沈黙と行為

## ——規範と慣行的行為——

山崎敬一 江原由美子

この論考では、男性や女性の会話における沈黙やうなずきというある特定の限定された問題を扱う。しかし同時にこの論考では、沈黙やうなずきという人間のある形式化された慣行的行為（プラクシス）が、いかにして構成されるのかという一般的問題も扱う。男性や女性の会話にみられる沈黙やうなずきは、どちらかの性に限定された性別規範や性別文化のなかでのみ生まれたり解釈されたりするわけではない。むしろそうした慣行的行為は、相互行為を解釈するのに用いられる複数の文脈や複数の場面規範のなかで、慣行的（ルーティーン）かつ場面的な実践として遂行されるのである。この論考において我々は、文脈の複数性や規範の複数性が、行為の不決定を導くのではなく、ある形式化された慣行的行為を導く一つの仕方を提示したいと思う。

### はじめに

この論文では同性間の会話における沈黙の問題を手がかりに、さまざまな文脈や規範との関係でいかにして行為が構造化されるのかという問題を考えてみたい。我々がここで「沈黙」に注目したのは、それが何かしら特別の内容をもった現象だからではない。むしろ沈黙は、特別の内容をもたないがゆえに、その沈黙を包み込む様々な相互行為の文脈や規範の存在を映し出す。我々は「沈黙」の問題に注目することで、相互行為をとりまく様々な文脈と規範の問題に入り込むことができるであろう。そしてさらに、そうした様々な文脈や規範との関係で、いかにして人間の相互行為が構造化されていくのかという問題にも取り組むことができるであろう。

この論文において我々が基本においている考え方は、人間の相互行為はある一つの文脈やある一つの規範との関係だけでは捉えることができないというものである。この考え方は、男性

や女性の行為の特徴をそれぞれの性別規範や性別文化に帰する考え方への批判にもつながる。しかし同時に我々は、複数の文脈や複数の規範との関係において、ある特定の相互行為が戦術的に選ばれ慣習化される仕方を示そうと思う。それにおいて我々は、文脈や規範の複数性が行為の不決定を導くのではなく、ある形式化された慣行的行為を導く一つの仕方を提示したいと思う。その意味でこの論文は、男女間の会話の問題という特殊理論のレベルでも一つの意味(1)をもつと同時に、文脈や規範の複数性を前提においた社会学的行為論の構築という一般理論のレベルでも一つの意味をもつであろう。

### 調査の概要

この論文は、以前の論文（江原、好井、山崎[1984]、山崎、好井[1984]）で取り上げたのと同じ会話資料に基づいている。我々は、男女各16名の大学生の協力を得、次のような調査を

行った。二名一組づつ30分間づつ相手を代えて話し合ってもらい、その会話を録音した。二日間調査を行い、話し合いのテーマは、一日目は「大学でのサークル活動」、二日目は「女性問題」であった。それぞれの組み合わせは男性同士10組、女性同士10組、男性対女性12組であった。さらにこの約16時間の会話録音をもとに、書き起こされた会話データを作成した(ルーズリーフ約1600枚)。

この研究は特に「沈黙」の問題に着目しながらその会話資料を再分析したものである。

### 沈黙の問題

表1は、それぞれの会話の中で生じた1秒以上の沈黙の回数とその合計の秒数である。「沈黙」はサックス等も述べているように、単一の現象ではない。それゆえ、沈黙の問題を扱うためには、それぞれの沈黙の生じる文脈についての注意深い分析が必要である。だがにも関わら

ず、表1のデータは、かなり興味深い事実を我々に示唆するように思われる。

表1で示されるように、男性同士と女性同士の会話における沈黙の発生回数や秒数には非常に大きな差異が存在する。女性同士の場合の方が、男性同士の場合に比べて沈黙の量が圧倒的に少ないのである(平均回数にして44.6回対8.9回、秒数にして209.8秒対42.4秒)。

また、表1において示されるように、5月30日(女性問題)のデータと6月5日(サークル活動)のデータは、どちらの話題の場合でも男性同士の方が女性同士よりも沈黙の回数も秒数も圧倒的に多いという結果を示している。それゆえ、たまたま男性あるいは女性に話しやすい話題だったということで、この男性同士と女性同士の間の沈黙の違いを説明することはできない。さらに、表1の個別データが示すように、ほぼどの組み合わせをとった場合でも、女性同

(表1)

男男	5/30	6/5	Aver.	女女	5/30	6/5	Aver.	男女	5/30	6/5	Aver.
回数	45.5	44	44.6	回数	8.8	9	8.9	回数	28.3	19	23.7
秒数	184.9	226.3	209.8	秒数	44.8	40.8	42.4	秒数	103.5	100	101.5

(洋数字は5月30日のデータを、ローマ数字は6月5日のデータを表す)

男男	1a	2a	2b	3b	I a	II a	III b	IV a	IV b	V b
回数	59	30	40	53	50	56	18	36	44	60
秒数	218.5	67.5	124	329.5	165	429	85	134.5	224	320.5

女女	6a	6b	7a	7b	VI b	VII a	VII b	VIII a	VIII b	IX a
回数	15	10	3	7	18	4	0	4	11	17
秒数	96	45	14	24	83	9.5	0	12.5	41	99

男女	1b	3a	4a	4b	5a	5b	I b	II b	III a	V a	VI a	IX b
回数	47	49	50	18	5	1	0	4	8	28	45	29
秒数	149.5	176	207	63	23	3	0	33	25	120.5	291	130.5

士の組み合わせの方が男性同士の組み合わせよりも沈黙は少ない。それゆえ、参加者の個人的性向の違いのみによって、男性同士と女性同士の会話の間の沈黙の差異を説明することはできない。

ではこのような差異は、男性あるいは女性が本来備えている性別に特有の性向（男らしさあるいは女らしさと呼びならされているもの）によって説明されるものなのだろうか。だが、このデータから直ちに、女性はいかなる場合でも相手の発話に対して早く話す傾向をもち（それゆえ沈黙が少ない）、男性は遅く反応する傾向をもち（それゆえ沈黙が多い）と結論づけることはできない。このような説明は、確かに女性は男性に比べておしゃべりだという、特に男性が持っている常識とは一致するかもしれない。しかし、単純に女の方が相手の話に対して早くしゃべりだす傾向をもち、男性の方がゆっくりしゃべりだす傾向をもちとすれば、男女間の会話において「割り込み」（すなわち相手の話に対して早くしゃべりすぎることを）を行うのは女性の方であるはずである。だが以前の研究で示したように、世間の常識に反して、男女間の会話において相手の話の終わらないうちに割り込みをするのは、それゆえ相手の話に対して早すぎる反応をするのは男性の方なのである。

このデータから読み取れる複雑な諸事実はいかにして説明されるべきなのだろうか。我々は、この論考を含めた一連の論考のなかで、こうした複雑な事実の一つの解釈を与えてみたい。

だがその前に、なぜ一見些細とも思われるこうした問題を取り上げるのか、またさらにこうした問題に対する解釈がいかなるものであるべきかについて少し考えてみたい。そのために、以前の研究の問題点を反省を込めてもう一度検討してみたい。

## 「性差別のエスノメソドロジー」を越えて

「割り込み」「うなずき」「沈黙」等、会話において生じるデータのいくつかの男女間の非対称性を整合的に説明しうる解釈には、どのようなものがあるのだろうか？

我々は、この節において、二つの解釈を検討してみたい。その二つの解釈とは、（１）男女それぞれが異なる文化規範のもとで異なるコードに従って会話的相互行為を行っているという解釈、（２）男女両性に共通に、性別に関して「男は何々せよ（するな）」「女は何々せよ（するな）」といった価値規範が分けもたれており、そうした男女両性に分けもたれた共通の価値規範に従い、それぞれの性別カテゴリーに属する個人がそれぞれが属する性別カテゴリーに対応した行為を行っているという解釈である。すなわち前者は、男性と女性は、それぞれ会話的相互行為に関するそれぞれ別な文化（例えば男性文化と女性文化）を持っており、そのもとでそれぞれが別な言語コードに従って行為しているという解釈であり、後者は、男女両性が共通の性別文化（例えば男性優位主義といった性差別文化）のもとでそれぞれの性別に従って異なっ

て行為しているという解釈を意味する。

結論から言えば、我々はこの二つの解釈は、それぞれデータの一部については説明力をもつものの、そのいずれも、規範（コード）が直接的にデータにみられる男女差を説明すると解釈する限りにおいて、不十分であると考え。すなわち、我々が見いだしたような会話的相互行為における男女差は、全て男性文化／女性文化、あるいは男女両性に共通に分けもたれた性差別的文化的文化により直接的に説明されるべきものではなく、少なくともその一部は社会的相互行為者が場面に関与する複数の規範に感受的に行

為戦術をとる結果として把握されるべきなのではないかと考える。その意味において我々は、本論文において「行為と規範」に関して従来の社会学的行為論とは異なる考え方がありうることを提起したい。

では、上に述べた二つの解釈は、どのような点で不十分なのだろうか？まず、(1)から検討しよう。男性と女性がそれぞれ異なる文化を持ちそれぞれの文化に基づいて異なる言語コードに従っているという考え方は魅力的な考え方である。「男性と女性は互いに同じ言語を話していると思っているが、実は別な言語を話している。(…)そのために組織的な解釈の誤りを生む傾向があり、またコミュニケーションを阻害し、人間関係の中にある協力と配慮の可能性を制限するような誤解を作り出す」(Gilligan [1982:173]) (2)。例えば、男性文化において「うなずき」は相手の言葉への肯定を意味しているけれども、女性文化においては単に「聞いている」ということを意味するに過ぎないという解釈がある (Maltz and Borker [1982])。男性は相手の言葉にあまり「うなずかない」のに対し、女性は「うなずき」を多用する。けれども女性の「うなずき」は男性文化においては肯定を含意するので、女性は自己主張が少なく相手に同調しやすい存在として解釈されてしまうというわけである。

けれどもこのような解釈は、男性文化／女性文化という二つの文化を想定しそれぞれの文化によってそれぞれ男女の行動傾向を説明しようとする限りにおいて、決定的な難点を持つ。すでに見たように、我々が見いだした会話的相互行為における男女差は、男女の行動傾向に還元することはできない。例えば、「割り込み」の生起率は、話し手の性別によってではなく、会話的相互行為者が同性であるか異性であるかに

よって、異なる傾向があった。会話的相互行為は、自己の性別に対応した文化のコードに従って行為しているというよりも、会話の相手の性別が同性であるか異性であるかという状況判断を持ち、それによって異なる行為戦術をとっているように思えるのである。

このようなデータ解釈の問題を離れても、男性文化／女性文化を対立させ、それぞれが異なる言語コードを持つと想定することは、男女が共同の言語環境において社会化され、日々会話的相互行為を行っている以上、かなり無理がある想定である。「うなずき」に関して言えば、男性の「うなずき」は肯定を意味し女性の「うなずき」は聞いているというサインを意味するというよりも、両性ともその二つの「うなずき」の意味を理解することができ、そのいずれの意味においても「うなずく」ことができると考えた方が妥当である。しかし、それにもかかわらず、異性間の会話においては、女性が男性の言語に「うなずく」ことが多くなるという男女間の非対象性が存在するのであり、それこそが説明されるべき問題なのである。

このようなことから、前回の「性差別のエスノメソドロロジー」においては、我々は男女間に見いだせる非対象性を、男性文化／女性文化という二項対立によって解釈することを選択せず、むしろそれを「権力の問題」として把握した。けれども我々は、前回の「性差別のエスノメソドロロジー」では、その含意について曖昧な点があったために、先に挙げた二つの解釈のうち後者の解釈による把握をも許容するものであったことを自己反省している。すなわち、前回の「性差別のエスノメソドロロジー」においては、「割り込み」や「うなずき」を「男性優位主義」「性差別主義」といった、男女両性に分けもたれた価値規範に還元して解釈することを許容す

るものであった。

本論文において我々は、「沈黙」のデータを分析することによりこのような解釈は不十分であることを示そうと思う。そして、前回の「性差別のエスノメソドロジー」においてあいまいなままにとどまった「権力の問題」という定義を、結果的な男女の権力の差異という意味に限定し、「男性優位主義」や「性差別主義」への還元を意味しないことを明確にしたいと思う。

データが「性差別主義」によって説明できるとする立場によれば、この男女の会話行為の非対称的な個々の特徴自体、男性の「支配（権）」の行使、女性の「男性支配」の承認という相互の役割期待の現れとして把握される。すなわち、女性は男性の会話におけるリーダーシップの正当性を承認しており、それゆえ男性の発話に対してうなずき等の支持作業を行う。こうした男女の会話行為の非対称性は、男女の性役割の一部であり、文化や社会的要請を内面化することで形成されたものであり、それは男性の権威に対する女性自身の承認を示すものとして解釈される。この考え方は、女性の会話行動を、性別文化や規範の直接的な結果として位置づけるものであり、現代社会の性別文化に批判的な者からは、この男性の「支配性」と女性の「従属性」に対する批判が生じ、逆に現代社会の性別文化に肯定的な立場からは、男女の性役割の相互補完性が強調され、その補完性は社会システムの統合にとって不可欠の部分形成するものであるという評価が生まれることになる。

しかし、例えば女性が男性の言葉に対して「うなずく」ことが多いということを、このように「男性支配の受容」「女性の従属性を示すもの」として解釈してしまっても良いのだろうか？このような「うなずき」について、女性の被験者の多くは、我々が調査目的とある程度予

想される知見を明らかにした後も、自らの「従属性」を示すものとして解釈することを否定した。彼女等の多くは、自らの話し方を、「男性支配の受容」や「従属性」の証拠として解釈されることに抵抗を示した。すなわち自分の話し方は、「男性に迎合」するものではなく「自然な話し方」であると主張していたのである。けれども、このような発言の効力は「無意識的な「男性優位主義」や「性差別主義」の内面化」という解釈の中では、否定されることになってしまうのである。このような解釈は、妥当であろうか？

しかも、我々が「性差別のエスノメソドロジー」において見いだした知見の意義に対するもっとも大きな異議は、この「そんなことは意識したことがない」「それが自然の話し方である」といった被験者の発言に深く関わるものであった。すなわち、そのようにしか「意識」されることのないような会話における男女差という現象を、「性差別」や「権力の問題」として読み解いて良いのかという異議であった。すなわち、男女の会話活動の非対称性には、男女ともほとんど気づいていないのだから、それはジェンダーに関わる文化・規範とはほとんど別次元の現象であり、ましてや性差別や男女間の権力関係に関わる問題として取り上げることは不適切であるというのである。「なぜこんな些細な次元の問題まで差別として問題にするのか？男性も女性もこのようなことにはほとんど気づくことすらないのだから、こうした問題を性差別として位置づけることは不適切ではないか？」このような批判は、多くは口頭で、我々のもとに寄せられた。

一方における「性差別主義還元説」と他方におけるそれへの異議としての「性差別無関連説」の存在は、我々に「権力の問題」という定義の

含意を反省させる一つのヒントになった。すなわち、このような二つの主張は、一見対立的に見えるものの、実のところそこには「行為と規範」に関する共通の考え方が前提とされているのであり、そのような考え方をまた我々自身も十分把握できずにいたことに気づかさせられたのである。その考え方とは、一定の行動パターンの存在から直接的に規範（コード）を導く考え方であり、一つの行為を一つの規範（コード）とのみ関連的に解釈する考え方である。

実の所我々が「権力の問題」として定義したのは、行為者自身に内面化された「性差別主義」「男性優位主義」の存在を指摘したかったからではない。それは、あくまで、結果的にそのような効果を導くということを言いたかったに過ぎない。しかし「権力の問題」という言い方をすると、それは「性差別主義」を含意するものと解釈される傾向がある。我々は、前回においてはそのことについて十分な配慮をしなかったのである。このような解釈を避けるためには、単に「権力の問題」として指摘するだけでなく、「行為と規範」の関わり方に関する新しい枠組みをつくる必要があったのである。そうしなかったからこそ、このような「性差別主義還元説」と「性差別無関連説」が生まれてしまう余地が生じたのである。以下においては、「性差別主義関連説」と「性差別無関連説」に共通する「行為と規範」に関する考え方に焦点を絞り、それがいかなる問題をはらむか考察してみることしよう。

実のところ「性差別主義関連説」と「性差別無関連説」は、一見対立するように見える。けれども、我々は、この二つは、相違点よりも共通点が多いのではないかと考えている。すなわち、この二つの解釈は、「意識していない」という証言を行為者の「内面」を示すものとして

評価するかどうかについては異なるものの、差別や権力現象を、行為者の「内面」が原因で発現するものとして把握しているという点に関しては、共通している。前者の場合には、被験者たちの「意識していない」という証言は、行為者の「内面」に「無意識」の「男性優位的」価値パターンの存在を仮定することで、「内面」を真に表出するものとしては効力を否定される。つまり行為者の「無意識」の「内面」こそ、現象の真の原因とされるのである。後者の場合には、行為者の「意識していない」という証言は、文字通り、それが差別でも権力現象でもないことを示す論拠として採用される。なぜなら、その証言は行為者の「内面」を示すものであり、その「内面」において差別としても権力現象としても認識されないものは差別でも権力現象でもないという前提を置いているからである。そうであれば、このいずれも差別や権力現象を、行為者の「内面」と不可分なものとして把握している点では、共通であることになる。

しかし問題の所在は、まさにここにある。一体差別現象は、行為者の「差別意識」や「偏見」「悪意」といった「内面」の存在を不可欠な構成要件とするのだろうか？ 一体、権力現象は、「支配の意志」や「服従の意志」といった行為者の「内面」に必ず還元されなければならないのだろうか？ 我々は、このような「内面」還元主義には基本的に反対である。それは社会的相互行為水準でのみ発現する差別や権力現象を把握するには、基本的に不適切な立場であると考える。

女性や男性の会話活動の非対称性を男女の性別文化、すなわち「男性優位主義」という価値パターンに還元して説明してしまうことは、次のような問題をはらむ。第一に、行為者自身の行為の解釈（「意識していない」等）を無視す

る傾向がある。我々は、女性が「男性による権力行使」をほとんど意識化していないということ、を、正当に評価する必要があると考える。第二に、このような行為者自身の行為への解釈の無視は、状況的要因をほとんど無視してしまう傾向に結びつく。価値パターンの存在の仮説は、説明変数として強力すぎ、行為者が考慮している状況的要因を理論上生かすことを困難にする。第三に、そうした説明形式は「犠牲者非難」という傾向に陥りがちである。そうした説明形式は、行為者の置かれた状況的要因を無視することで、差別や権力現象の原因を行為者自身に求めることになりがちである。それは犠牲者にも原因があるという「犠牲者非難」の論理をも含むのである。

しかし同時に、我々は、行為者が差別として意識していないのだからそれは差別ではないのだといった解釈にも問題があると考えている。第一にそうした解釈は、日常生活世界と理論的世界を不用意に混同するものである。理論的世界の中では、行為者の自己の行為解釈に、異なるパースペクティブから言及できる。もし差別でも権力現象でもないということを理論的世界においていうならば、それは日常生活者の言葉とは異なる論拠を持つ必要がある。第二に、従って差別や権力現象を、行為者自身の解釈とは別に立てることは十分可能である。我々は、既に述べたように、これらの会話における男女の非対称性は、結果として重大な帰結をもたらす権力過程であると考えている。第三に、そうした解釈がおうおうにして、現存社会の中では差別としても権力現象としても意識されていない現象を、社会学的説明が必要でない現象として排除しがちである。たとえば、それらの現象は、生物学的性差や心理学的性差として、あるいはは考慮するに値しない些細な個人的特殊的现象と

して定義されがちである。けれども、既に示したように、会話における男女の非対称性は、それぞれの性固有の行動傾向に還元して説明できるものでも、偶然的個人的傾向なのでもない。そうであればそれは、社会的相互行為に即して説明されなければならないはずである。

ではなぜ、差別や権力現象を「内面」に還元して解釈してしまうような解釈が生じてしまうのであろうか？我々は、その一つの原因は、従来の社会学における社会的行為観にあるのではないかと考えている。従来の社会学的行為観においては、行為は規範により制御されると考えてきた。そこでは一つの行為を帰結することに関連する規範は、暗黙に一つの規範であることが仮定されていた。従って、ある行為が生じた場合、その行為はある一つの規範に従って生み出されていると考えることが当然であるとされてきた。行為者がその規範を意識しているかどうかについては、見解を異にするとしても、ある行為が生み出されるとすれば、当然その行為を生み出す一つの規範を指摘することは可能であると考えられてきた。だからこそ、一定の行動パターンの存在の指摘は、そうした行動パターンを導くにたる「規範」の存在を含意すると考えられてしまうのである。けれども、相互行為状況に関する規範は以下に述べるように一つではない。相互行為状況に関する規範は複数存在するのであり、そのような複数の規範が錯綜する状況において、行為者は行為しているのである。そうした状況においてそれぞれの行為者は複数の規範配置に关系的に、それぞれの行為戦略をとることができる。

そうであるならば、ある行動パターンの背後にそれを生み出す一つの「共有された」規範を見ることは不適切であらう。ある行為者が、規則的に同様の行為を生みだし続けたとしても、

その背後にそれを生み出す一つの規範を見てしまっただけでは不適切になる場合は十分存在する。それは行為者の「内面化」した一つの規範の結果なのではなく、一定の状況の中で複数の規範に関与的に一定の行為戦術をとり続けた結果なのかもしれない。あるいは、ある相互行為場面において、複数の行為者間に定形的行為連鎖が規則的に生じていたとしても、その背後に両者に「共有された価値規範」を見てしまっただけでは不適切である場合は十分考えられる。それは、複数の行為者がそれぞれ異なる規範に関与的に一定の行為戦術をとり続ける結果なのかもしれないのである。差別現象や権力現象は、一つの「内面化」された価値規範（例えば「男性優位主義」）やそれに基づく共有された規範（例えば「男性の言葉は遮ってはならない・女性の言葉は遮ってもよい」といった規範）によって生み出されているというよりも、複数の場面規範が存在する相互行為場面において、相互行為参加者がそれぞれの「積極的・消極的」規範関与からそれぞれ慣行的に行為を組み立てている結果生じる現象として、考察することができるかもしれないのである。

以下においては、「沈黙」という問題を手がかりに、このような複数の規範が錯綜し行為者がそれらの複数の規範にさまざまな仕方に関与的に行為しなければならない状況が存在することを示そうと思う。「沈黙」とは、そこに含まれる内容がもっとも少ないために、もっとも多種多様に解釈されうるものである。「沈黙」は、いわばその「沈黙」を取り囲む諸規範の存在をうつつだす。それゆえ、我々は「沈黙」に着眼することで、その沈黙を多種多様に解釈する様々な規範の存在を感知できるかもしれない。そしてそのような複数規範の存在が行為を決定できないという方向に効果するのではなく、一

定の形式的・慣行的行為を効果する場合もあるということを明らかにしたいと思う。そしてそのような行為と規範とのかかわりの考え方は、単に「沈黙」や「うなずき」等のデータ解釈の問題を越えて、他の問題にも応用できる一般性をもちうるものであると考える。

ここではまず「会話分析」の概念を手がかりに、非発話のある特定の行為として解釈する枠組みの問題から考えていきたい。

## 会話分析と沈黙の問題

### (1) 順番取りシステム

人間の会話活動は実際に互いになにがしかの話をし合うという実体的な過程としてあるだけではない。それは、「話す」権利と義務を互いに交換し合う過程でもある。それゆえ「沈黙」もまた目に見えぬ個人の内的な心理過程としてではなく、会話における権利と義務との交換過程のなかの、目に見える社会的かつ道徳的な事実として存在することになる。

こうした問題をもっともよく自覚していたのはH・サックスを中心とするエスノメソドロジスト（会話分析）であった。サックスらは、ある場において話をする権利（順番）を互いに交換し合う過程として人間の会話活動をとらえた。サックスらの「会話の順番取りシステム」（Sacks et.al.[1974]）は「今の話し手がどのくらい話す権利をもつか」に関わる「順番構成的成分」と「次の話し手にどうやって話す権利をゆずるか」に関わる「順番選択的成分」からなる。

この順番取りシステムから、「非発話」のある人間の「沈黙」として生じさせる幾つかの基盤を考えることができる。

第一に、例えばある話し手が文的構成をもった発話を始め、その文の終わる以前にいったん発話を休止した場合のような、一つの順番内で

の沈黙のケースが考えられる。その場合には、非発話はその順番が終わるときまで発話する権利をもつ今の話し手の沈黙（休止）として認知される。第二に、ある話し手が例えば質問等の手段を用いて次の話し手を指名したのに、その指名された話し手が最初の話し手の話の終了のあとすぐに話し始めないケースが考えられる。その場合には、非発話は指名された話し手（聞き手）の沈黙として認知される。第三に、ある話し手が次の話し手を指名しないで自分の順番の話を終えたあと、誰も自分から話さないというケースが考えられる。その場合の沈黙は、ある順番の話が休止したのか終了したのかあいまいな時や、誰も指名しないで質問をした場合のように誰に順番をゆずったのかあいまいな時や、あるまとまった話（話題）が終わったときに生じる<sup>9)</sup>。こうしたケースの場合には、沈黙が誰に帰属するかは一義的に決定できない。

また、順番取りシステムは、それぞれのケースにおいて、沈黙を最小化させるメカニズムをもっている。第一のケースの場合、休止の間に他の人が話す順番を自ら選び取ってしまう可能性があるため、沈黙はあまり長いものにならない。第二、第三のケースの場合にも、話題がいったん終了した時をのぞくと、最初の話し手ももう一度しゃべる順番を取る権利をもつことによって、沈黙はあまり長いものとはならない。

このように、順番取りシステムは「非発話」を誰かの沈黙として帰属させるための幾つかの基盤と、それを最小化させるメカニズムを提供する。だが、順番取りシステムだけでは、例えば逆に、どうしてある順番のなかで休止がなされるのか、あるいはまたどうして質問や評価を求められたときすぐに返事が得られない場合が生じるのかについての答えは与えてくれない。そうした休止や遅れは、恣意的にあるいはラン

ダムになされるわけではない。またそうしたものとして解釈されるわけでもない。我々は日常、ある形での発話の休止や遅れを、例えば「無視」や「暗黙の非同意」、あるいは「ためらい」や「躊躇」として解釈する。すなわち、我々は沈黙をある特定の「社会的行為」として解釈する枠組みをもっているのである。次に、最近会話分析の焦点になっている「隣接対と優先構造」を中心に、この枠組みについて論じてみたい。

## (2) 隣接対と優先構造

前節で述べた「順番選択的成分」のうち、今の話し手が次に順番を取る相手を指名する手段は、サックスらが「隣接対」と呼んだものと結びついている (Schegloff and Sacks [1973])。隣接対とは、「あいさつ—あいさつ」「質問—応答」「要請—要請」等の類型化された行為の対である。すでに述べたように話し手は、この隣接対の最初の部分、例えば「質問」を使って次に順番を取る相手を指名する。また、その相手の行う行為がいかなるものとして解釈されるかに関する枠組みを提示する。だから指名されて次に順番を取った話し手のいかなる行為でも、その質問に対する「応答」（あるいは少なくとも「応答への準備」として聞かれるし、話し手もまたその枠組みのなかで自らの発話を組み立てる。

この隣接対という概念から、我々は「沈黙」をある行為者の特定の行為の欠如として、意味ある仕方で解釈することができる。すなわち、「あいさつ」や「質問」のあとの沈黙は、聞き手に帰属する「あいさつ」や「応答」の「欠如」あるいは「無視」として当人だけでなく周りの人たちにも解釈されうるのである。

ところで、この隣接対のなかには、「評価」に対する「同意」と「非同意」のように、最初の行為に対する二番目の行為部分が二つの対照

的な行為選択肢に分かれ、しかもそれが同等ではなく、一方の行為の他の行為に対する優先性が存在するものがある (Pomerantz [1984])。これが最近の会話分析の一つの焦点となっている「優先構造」の問題である。ただしここでの優先性という言葉は、ある行為選択肢が別の選択肢に比べて確率的に多く起こるということを意味するわけではない。また直接的には心理的な傾向を意味するわけでもない。それは、優先的行為は直接に他のなんの構造をとともなく行われるのに対し、非優先的行為は、「遅れ」や前置きや釈明などの特有の構造をとともなう行われるという、優先的行為と非優先的行為が示す構造的な差異をあらわしている (Heritage [1984]、Levinson [1983])。言語学的な用語を用いれば、優先的行為がなんの特有のしるしなしで行われるという意味で「無標」であるのに対して、非優先的行為は特有のしるしをとともなう行われるという意味で「有標」である (Levinson [1983:333])。

日常会話においては、「評価」に対しては「同意」が優先される。したがって、ある「評価」(「Bさんてきれいだね」)に自分が同意しないことを示そうとするときには、ある特有のしるし、例えばわずかの遅れや特有の構造をとともなう「非同意」が示される(「うーん・・でもね・・」)。

この優先構造は、次の節で詳述するように、その場面を解釈するのに用いられる規範的枠組み(場面規範)と深い関係をもっている。上の例で言えば、相手の評価(「Bさんてきれいだ」)に直接反発することで、相手の体面を傷つけてはいけないという規範が、この「非同意」の非優先性を形づくっていると考えることもできる。また逆に、この「非同意」の非優先の存在によってそうした規範的枠組みの存在を察知す

ることもできる。

規範と優先構造の複雑な関係は、ポメランツの取り上げた、幾つかの異なる規範が併存する「お世辞」の場合を見るときははっきりする (Pomerantz [1978])。上の例で、もし自分が「きれいだね」と言われている当人であったとする。その場合には、直接に相手の「きれいだね」という「評価」に対して「同意」をして、「はいその通りです」と答えてしまえば、「自分で自分のことをほめてはいけない」という日常規範に違反することになる。ポメランツによれば、こうした規範的枠組みが存在するところでは、「同意」と「非同意」の優先構造は逆転する。すなわち、相手の自分に対する「評価」に同意するときには「遅れ」や「前置き」等の特有の構造をとともなうなされるのに対して(「ううん・・そう・・そうかしらね」)、非同意のときにはすぐに直接に行われる(「いいえ、そんなことはないわ」)。だがその場合でも、相手の評価に反発して相手の体面を傷つけてはいけない、という規範は消えないで残っている。それゆえ、ポメランツによれば、話し手はそうした「非同意」を行う場合でも儀礼的な形で行い、聞き手もまたその「非同意」を儀礼的なものとして受け取ったりする。すなわち、例えば否定のあとに相手に対しても同じこと(「いいえ、あなたのほうこそきれいだわ」)を言うことにより、その隣接対を、「評価—同意/非同意」というものから「お世辞—お世辞」という儀礼的なものへと変えたりするのである (Pomerantz [1978:105-106])。

次に我々は、こうした会話分析の概念を手がかりに、沈黙の問題を見ていくことにしよう。そしてさらに沈黙と規範とのかかわりについて考えてみよう。

## 沈黙と場面規範

我々は前節で、優先構造の概念から会話において沈黙が生じるひとつの理由を見ることができた。すなわち、「相手の意見や評価に直接反発することで相手の体面を傷つけてはいけない」という規範は、相手の意見や評価に対する「同意」と「非同意」を優先構造という仕方で構造化する。すなわち、相手の意見や評価に同意を示すときには、優先的行為として直接にその同意が示される。それに対し、相手の意見や評価に「非同意」を示すときには、非優先的行為として沈黙をともなって非同意が示される。したがって、そうした規範が作用する場においては、当人たちの直接の意図とは無関係に、沈黙が多くなるのである。

この優先構造という考え方は、我々の会話データにおける沈黙の問題をある程度説明する。実際、データをみると、一方がある話題について意見や評価を述べ、相手にも意見を尋ねるときに沈黙は起こっている。

だがもう少し詳しく会話データを観察してみると、単に「隣接対」に「相手の意見や評価に直接反発してはいけない」という規範が働いて「同意」と「非同意」を優先構造という仕方で構造化している、というだけではすべてのケースを説明できないことがわかる。まず第一に、データをよく見てみると、沈黙は、意見や評価の受け手だけでなく、最初に意見や評価を述べているものの方にも生じている。第二に、否定的な評価を行う場合にも相手の発言の後にただ沈黙が続くというわけではない。第三に（これが一番重要かもしれないが）、沈黙は必ずしも受け手が話し手の話に対して否定的な評価をする時にのみ生じている訳ではない。肯定的な評価の場合にも沈黙が生じる場合がある。

このような問題を解決し、実際の会話データ

を分析するためには、我々は従来の会話分析の概念、特に隣接対や優先構造の概念をさらに拡張する必要がある。我々の扱った二者間の会話において、二人の会話は質問のような明確に次の話し手を選ぶテクニックが用いられない場合でも、短い沈黙や割り込みをまじえながら次から次へと連鎖的に生じている。こうした連続的な会話の流れを分析するためには、「隣接対」のように隣接した対行為を分析単位とするだけではなく、次から次へと生じる行為の継起的な生起とその相互関係を分析単位とする必要がある。この行為の継起的な生起を、ポメランツ (Pomerantz[1978:109-110]) にならって「行為連鎖」と呼ぶことができる。この連続的な行為連鎖のなかで、沈黙もまたひとつの有意義な行為として生じるのである。

だが沈黙を含めた会話の流れを行為の流れ（行為連鎖）としてみる場合、ひとつの問題が生じる。つまり、行為連鎖のなかで生じる行為Aは、つねに「行為A1」「行為A2」…「行為An」という複数の行為類型として意味づけられる可能性をもっている。しかもまた、行為の流れのなかで同じ行為がその典型的行為としての意味づけを変えることもある。例えば、「暑くありませんか」という発話は、「質問」として意味づけられると同時に「窓を開けてくれませんか」という「要請」として意味づけられる可能性をもっている。そして、話し手自身が話しているときには「質問」として意味づけていたとしても、実際に聞き手が「窓を開けにいった」とときには、その発話は聞き手によってだけでなく当の話し手によっても「要請」として再解釈されたりする。

それゆえ「行為A—行為B」という行為の連鎖は、「行為A<sub>1</sub> 行為A<sub>2</sub>…行為A<sub>n</sub>—行為B<sub>1</sub> 行為B<sub>2</sub>…行為B<sub>n</sub>」という複数の行為の連鎖を

同時に含むものとして見る事ができる。しかもこの行為の流れは、上であげた「質問—応答」「要請—受諾」のように、複数の対として類型化された「行為連鎖」(「行為A<sub>1</sub>—行為B<sub>1</sub>」「行為A<sub>2</sub>—行為B<sub>2</sub>」…「行為A<sub>n</sub>—行為B<sub>n</sub>」)を含んでいる。我々は、こうした行為の流れを「複合的行為連鎖」と呼ぶことにする。

すでに前節において、「きれいですね」と言われた本人が、相手の発話を「評価」から「お世辞」へと捉え直す過程を見てきた。すなわち、その人は「あなたのほうこそ」という同じ「お世辞」で答えることによって、行為連鎖を「評価—同意/非同意」というものから「お世辞—お世辞」へと変えたのである。このような行為の多様な解釈可能性を前提にすると、行為と場面規範との関係はより複雑な様相を示す。場面規範は、例えば、優先構造という仕方で行為連鎖を構造化する。だが行為連鎖はつねに複合的である。それゆえどの具体的な行為の流れもいくつかの行為連鎖を同時に含み、それぞれの行為連鎖はさまざまな異なった規範を反映する。そして、さまざまな異なった規範は、それぞれの行為連鎖を複合的に構造化する。すなわち、どの現実の具体的な行為もただ一つの「行為連鎖」のなかでとらえられることはない。またただ一つの規範を反映して生じているわけでもない。

このことは理論家にとって方法論上の問題を提起する。だがそれだけでなく、実際の行為者の規範に対する態度にも二重の影響を及ぼす。

行為者は、自分の行為がどのような行為連鎖の中の行為として解釈を受けた場合でもよいように、行為を取りまくどの規範にも感受的に自分の行為を組み立てる。すなわち、それぞれの規範を反映する複合的行為連鎖のどの行為連鎖の構造にも感受的に(すなわち明示的な逸脱を避けたり、逸脱をする場合にもその構造の存在

を顧慮していることを何らかの仕方で示すことによって)行為を行う。こうした行為者の規範への関与は、明示的な違反として解釈される可能性をなるべく避けて行為を行うという意味で、規範への消極的関与と呼ぶことができよう。

また行為者は、自分の行為が多様に解釈される可能性をもつということから、逆に自分の行為がある行為類型に属する行為だということになるだけ明示的に示そうとすることも<sup>(4)</sup>ある。そして、複合的行為連鎖のうちのある行為連鎖として自他の行為を捉え、そのことをその類型に属するもっとも典型的な行為を行なうことによって相手に対して、またその場面に参加できるすべての人たちに対して表示しようとする。そのとき同時に、行為者はその行為連鎖におけるその行為を構造化している規範に従っていることを、明示的にあるいは時には過剰に行為を構造化することによって(例えば、相手の発話に対して早すぎる反応をしたり遅すぎる反応をしたりして)積極的に示そうとする。我々は、それを規範への積極的関与と呼ぶことにしよう<sup>(5)</sup>。

ただし、我々は「規範への消極的関与」あるいは「規範への積極的関与」ということばによって、人間の行為が暗黙にあるいは明示的に規範に支配されているということを示唆しようとしているわけではない。また、消極的にあるいは積極的にある規範に従うことを目的として行為がなされているということを示唆しようとしているわけではない。我々が、規範への消極的あるいは積極的関与ということばによって示唆しようとしているのは、行為が複数の解釈可能性に対して感受的に組み立てられるその仕方である。その意味で、規範とは、行為を支配しているものでも、行為の目的となるものでもなく、行為を複数の解釈可能性のもとで慣行的にかつ

場面に感受的に組み立てるための一つの資源である。

ここで我々は沈黙の問題に入ることにする。そもそも、沈黙とはなんだろうか。すでに述べたように、あらゆる行為は行為連鎖のなかにおいてのみ捉えられる。しかも、複合的行為連鎖ということばで示したように、ひとつの具体的な行為は幾つかの異なった行為連鎖のなかで捉えられ、それぞれの行為連鎖のなかで別々の類型的行為として意味づけられる。こう考えてみると、我々は沈黙という行為が非常に興味深い性格をもっていることが分かる。すなわち、沈黙はそこに含まれる具体的内容がないために、もっとも多種多様に解釈されうるものである（多種多様体）。それゆえ、沈黙はいくつかの異なった行為連鎖のなか同時に存在することができる。また沈黙によって、逆にそれまで明示的ではなかった複数の行為連鎖がその沈黙を接続点として浮かび上がる。さらに、沈黙は、行為連鎖のなかで「沈黙でないもの」／「沈黙」という行為の選択肢を構成する。その選択肢は、それぞれの行為連鎖において規範を反映した構造（例えば「優先」と「非優先」）を形成している。それゆえ、沈黙はそれぞれの行為連鎖における構造の存在を浮かび上がらせ、それが反映している規範を映しだす。

このように、いわば沈黙はクリスタルガラスの多面体のように、その磨かれたそれぞれの面に、その沈黙を取り囲む諸規範の存在を映しだす。こうして我々は、沈黙に注目することにより、さまざまな場面規範の存在と、参与者の規範への積極的あるいは消極的関与を探ることができるのである。

### 沈黙の諸相

この節では「沈黙」が、さまざまな行為連鎖

のなかで、どのような類型的行為として解釈されるのかを考えてみよう。ここでは特に、ある発話や行動がなされたあとの別の行為者による「沈黙」が、どのような選択肢のなかの類型的行為として解釈されるのかにしばって考えてみたい。さらにその類型化された行為と場面規範との関係について考えてみたい。

まず、「意見」や「評価」のあとの沈黙について考えてみたい。意見や評価は、「Bさんてきれいだね」「本当ね」という会話でも示されるように、「評価（意見）－評価（意見）」という行為連鎖を構成する。そして、沈黙は、最初の評価（一次的評価）のあとにあるか、二番目の評価（二次的評価）のあとにあるかによってその意味を変える。

二次的評価（先の例では「本当ね」）のあとに沈黙がくる場合、そもそもそれが誰の沈黙であるか確定できないということがよくある。それは、二次的評価がそれ以上の評価連鎖を生み出さないという意味で、一つの行為連鎖（例えば、ある話題についての話）の可能な終了点となりうるからである。沈黙はその時、ある行為連鎖（例えば、ある話題についての話）と次の行為連鎖（例えば、別の話題についての話）の間の間隙である。その場合、「沈黙」は最初の行為連鎖のなかの類型的行為としてはとらえられない<sup>6)</sup>。

それに対して最初の評価（例えば「Bさんてきれいだね」）の後の沈黙は、その発話が向けられた相手の沈黙であると認知される。さらにそれは、単なる非行為ではなく、あるべき二次的評価の欠如として認知される。そうした欠如は、話を聞いていない（あるいは理解していない）として認知されたり、「相手の評価や意見に対して自分の評価や意見を返すべきなのに返さない」という規範への違反行為として認知され

たりする。ただし、この規範だけでは、評価の欠如が、いかなる評価（例えば「同意」か「非同意」か）として認知されるかについての枠組みは与えない。また、どこで行為（評価）の欠如と行為（評価）の遅れを分かつかの基準も与えない。

ところで、沈黙は、相手の行動や発話がなされたあと、「すぐに行為する／すぐに行為しない」という二項からなる選択肢としてもとらえられる。この選択肢はまた、相手に対する「(身体的)親密さ／(身体的)疎遠さ」という二項からなる選択肢としてもとらえられる。そして、相手の意見や評価に対する自分の意見や評価の遅れとしての沈黙は、「相手に対する疎遠な行為」としてもとらえられる。そして、「親密さを示せ」という規範が場面規範として存在しているときには、評価の遅れとしての沈黙は、「評価の欠如」として認識されることもある。我々は、こうした規範を「親密性」の規範と呼ぶことにする。

また逆に、こうした評価の遅れや欠如としての沈黙が、ある特定の類型的行為として認識されることもある。すでに述べたように、「直接相手の意見や評価に反発することによって相手の体面を傷つけてはいけない」という規範が場面規範として存在しているときには、相手の意見や評価に同意しない場合、自分の意見や評価は、直接には遅れて示される。また逆に、そうした規範が存在するときには、沈黙そのものが、「同意／非同意」という選択肢のなかの「非同意」という類型的行為として解釈されることもある<sup>(9)</sup>。我々は、こうした規範を、「礼儀性」の規範と呼ぶことにする。

こうして「沈黙」は、「親密性」や「礼儀性」という場面規範との関係で、それぞれ異なった類型的行為（例えば、「相手に対する疎遠な行

為」や「非同意」）として解釈される可能性をもつ<sup>(9)</sup>。また、行為と場面規範はさらに複雑な関係をもつ。

例えば、「同意」は「親密性」規範を、「非同意」は「礼儀性」規範を場面規範として焦点化する。さらに、それぞれの規範や行為連鎖は、単独で存在するわけではなく、複合的に存在する。それゆえ、焦点化された規範や他の諸規範との関係で、「同意」や「非同意」は、ある形式化された構造を帯びることになる。また逆に、そうした行為の形式化された構造から、我々はさまざまな規範の存在と、それへのさまざまな関与を読みとることができる。次の節では沈黙がいかなる仕方でなされるかを詳細に検討することによって、場面の参加者のさまざまな規範への関与と、その場面における慣行的行為の形成の問題を考えていくことにしよう<sup>(10)</sup>。

### 同性間の会話における沈黙の問題

ここで我々はようやく実際の会話データの問題にはいることができる。

表1で示されたように男性同士の会話と女性同士の会話において沈黙の頻度の違いが生じていることから、男性の沈黙と女性の沈黙はその質においてもまったく異なるという印象をもたらされるかもしれない。しかし実際の会話データにおける沈黙の様態を詳しく見てみると、その頻度を別にすると、男性同士の会話における沈黙と、女性同士の会話における沈黙はむしろその詳細においてよく似ている。

こうした類似は、相手の意見や評価に対して自分の意見や評価が求められたり、自分から相手の意見に対して意見や評価を述べる時に生じる沈黙に見ることができる。特に二次的評価が否定的な場合、男性の会話においても、女性の会話においても、ポメラantz (Pomerantz



のあらゆる局面で作用して、局域的に多くの沈黙を生みだしているのである<sup>(13)</sup>。

こうした規範への関与によってある形式で作られた沈黙は、それ自体ある特定の慣行的な行為として意味づけられることもある。すなわち、それは、「暗黙の非同意」あるいは「ためらい」や「躊躇」を示すものとして意味づけられることもあるのである。しかし、同時にこのことは、そうした形式を備えていない「沈黙」が、「非行為」（より正確に言えば「無行為」）としてなら特定の意味を与えられずに、また逆にあらゆる意味を含むものとして存在する可能性もあるということも示唆する。

このことは「非同意」としては必ずしも解釈されない沈黙の問題を考えるとときに重要になる。すでに述べたように、相手の意見や評価に対して自分が同意しない場面において、沈黙は男性の会話でも女性の会話でもある形式化された構造をともなって生じている。だが会話データをよく見てみると、相手の意見や評価に対して自分の意見や評価が必ずしも否定的でない場合にも沈黙は生じている。しかも、こうした場合の沈黙は、男性同士の会話データでよく見られ、女性同士の会話データの間ではほとんどみられない。

M2:特に先輩のこわい眼がかかっているんですよ

M1: (1.5秒)なるほど

M2: (1.5秒) そういうのとどっちがいいんでしょうね  
(データ3)

M1:そのしが、しがらみで、うん、やめられないところもあるけど

M2: (3.0秒) うん、大学生活の中の友達っ

ていうのはだいたい一生つきあう友達になっちゃうでしょ

M1:そうね (21.0秒) だから、うん大学の友達だから一生つき合えるかって言うにはまったく別になっちゃうけど

M2:ええ

M1:まあ、高校の時の友達でもずっとつき合っているのもいるし、でもやっぱ大学の方が大きいかな  
(データ4)

ここで注目しておきたいのは、こうした場合の沈黙が、否定的な評価の場合と違って、なんら特有の形式化された構造をもたずに生じていることである。しかも、会話者はこうした沈黙に対して特別な関与を示していない<sup>(14)</sup>。すなわち、ここでの沈黙は「うん」とか「ううん」といった特別な前置きをともなってはいない。また、話し手はすぐには受け手の発話を促そうとしない。さらに受け手も、なぜその発話が遅れたのか、次の発話においてその理由を示していない。

こうした沈黙が、我々のデータにおける男性会話者同士の会話に多く見られたという事実は、肯定的評価場面において沈黙を最小化する規範（「親密性」の規範）への積極的関与を、少なくとも初対面の男性会話者にはもたないということを示唆する。もちろん、そのことは男性会話者が親密性や他の規範に対していかなる関与ももたないということを意味するものではない<sup>(15)</sup>。しかし、男性会話者が、沈黙そのものに対して互いに目だつた関与を示していない（「前置き」や「促し」がない）ということは重要である。もし、そうした関与が示され沈黙が構造化されたなら、沈黙は有意味な行為として扱われるであろう。そうなれば、有意味な行為



に反応の早さ／遅さにかかわる規範ではなく、「相手と親密な身体であることを示せ」という身体的な規範であることが示唆される。すなわち、会話は、「親密性」の規範に支配されて相手の発話に対して早く反応しているのではなく、その規範を場面規範としてめだたせるために、相手の発話に対してすばやく反応しているのである。そして、「親密性」に対する積極的な関与を互いに示すことで、また自分と相手の性別（身体）カテゴリーに結びついた共通体験に言及することで、会話は「親密な身体であることを」互いに相手に示しているのである。

ただしこのことは、女性同士の会話では相手の意見に同意することが多いということの意味するわけではない。また、会話が相手と共通する経験を、女性という性別カテゴリーに基づいて必ず探ることができるということの意味するわけでもない。

我々は、女性同士の会話においても、相手の意見や評価に対する非同意や、相手と自分の経験の違いの提示を確認することができる。そして、すでに述べたように、相手の意見や評価への非同意は沈黙を交えて示されている。

しかし、「親密性」に対する積極的な関与は、あらゆる沈黙を避けることを要請する。なぜなら、「沈黙」は、相手に対する疎遠な行為として解釈される可能性を生むからである。だが、相手の意見や評価に同意しない場合に自分の非同意を直接すぐに示すことは、「礼儀性」の規範からの要請と矛盾する。

こうした矛盾は、一つには、すでに述べたように、「沈黙」そのものを構造化することによって、「親密性」の規範に対する消極的関与を示すことで解決される。このような解決を、我々はその頻度を別にすると、男性会話者同士の会話にも女性同士の会話にも見ることができ

る。

しかし、その矛盾には別の解決法がある。「礼儀性」の規範と「親密性」の規範との矛盾は、「親密性」の規範への積極的関与を示すことそのものによっても解決される。すなわち自分が相手と親密な身体であり、それゆえ相手を傷つけることのない身体であることを示すことによって、「礼儀性」からの要請との矛盾が解決されるのである<sup>(18)</sup>。例えば、互いに相手の言っていることに対して一見否定的な表現（「うそー」）をすばやくさしはさむというやり方はこの一例である。さらに次の例でも示されるように、「相手を非難しない」というような別の規範から否定されるべき発言（例えば、「自己卑下」）を自らすることによって、こうした様式の会話を相手を取らせることもできる。我々はこうした様式の会話を女性同士の会話において多く見いだした。こうした会話が相手から同じ性別カテゴリー（女性）同士という形でなされたとき、我々はそこに存在するさまざまな規範（そのほとんどは性別規範とは無関係であるかもしれない）との矛盾なしには、それを拒否することはできない。その意味で、ある会話においてどのような仕方でも会話をすることは、個人の恣意によるわけではなく、性別カテゴリーとも結びついた相互行為的達成なのである。

F2:あつし結婚できない場合つてのを考えているんですよ、大体哲学科でしょー敬遠されるんじゃないかと//いう

F1: //そりゃ まったくないんじゃないんですか

F2:はー 何か

F1:哲学科だからどうか

F2:そうかしら、それなら//いいけど

F1: //あつし、そういうの

はないと思うんですね

F2:ならいいけど

F1:かえって哲学科なんかが多いんじゃないですか？文科系だから

F2:ええ

F1:あ、就職する機会とか

(データ6)

こうして「親密性」の規範が、会話場面を支配する場面規範となることによって、「相手を傷つけることのない身体である」ことを示すコミュニケーションの様式が生まれる（「親密性」規範に対する積極的な規範関与）。そうしたコミュニケーションの様式が、相手の意見に対する否定を、「礼儀性」の規範に直接には違反しない行為にする（「礼儀性」規範に対する消極的な規範関与）。

しかしその場合には、相手の意見に対する否定や疑義は、「相手の体面を傷つけるものではない」ということを同時に示すものでなければならなくなる。すなわち、否定や疑義という言語的形式は備えていても、否定や疑義の内容を実質的にはともなわない発話が要請される<sup>(19)</sup>。それゆえ、例えば女性同士の会話、特に若い女性の会話に見られる「うそー」とか「ほんとうー」とかいう発話は、その形式化によって、自分と相手の近さを示したり、相手のさらなる発話を引き出す役割のみを演じることになるのである。

## 結語

我々は、男性同士の会話と女性同士の会話の沈黙の差異というデータを手がかりに、人間の行為がさまざまな文脈や規範とのかかわりのなかで、慣行的に構成されるさまざまな仕方を見ることができた<sup>(20)</sup>。そのような慣行的行為が性

別カテゴリーと結びついているように見えるのは、性別規範としてそれぞれの慣行的行為が個人に文化的に内面化されているからではない。複数の人間が互いに性的身体を備えた行為者として行為場面に参与し、そこにおいて複数の文脈や規範がある形で配置されるからである。

我々は次の論考において、異性間の会話における「うなずき」の問題を取り上げることによって、複数の文脈や規範の配置と、そこにおける慣行的行為の場面的達成の問題をさらに考えていくことにしたい。

(注)

- (1)特に以前の論文（江原、好井、山崎[1984]）では必ずしも明確な理論的な位置づけを与えられなかった「うなずき」の問題を考える手がかりを与えることができるかもしれない。
- (2)ただしギリガンの議論は、道徳的語彙の重なりとズレについて論じるものである。
- (3)話題がいったん終了した場合の沈黙は、一つの会話が終わりまた次の会話が始まるまでの時間的経過であるとも考えられる。それはまた会話内の出来事だけでなく、その間隙の間に行われる会話外的活動によっても決定される。それゆえこうした時間的経過についてはここでは主題的には論じないことにする。
- (4)逆になるだけ明示的に示さず、あいまいに行為して多様な解釈の余地を残そうとする場合もある。
- (5)規範への消極的関与・積極的関与ということによって、我々は行為者が常に規範に対して意識的に行為を組み立てているということを示唆しているわけではない。むしろ行為は多くの場合、慣行化され、明示的な意識化を経ずになされる。問題は、行為の複数の解釈可能性が焦点化された場合に、その形式での行為慣行が複数の規範のもとで再構成可能であるかどうかということである。逆に、

その形式での行為が再構成可能である場合に、行為は慣行化される可能性をもつということもできるかもしれない。

- (6)ただし、そこでなんの行為も行われまいということではない。注3でも述べたように、そこは、水を飲むとかタバコを吸うとかいった様々な会話外的活動が行われる場ともなる。
- (7)こうした規範は、Goffman (1967)やBrown and Levinson (1989)のいう「積極的儀礼」や「積極的体面」と近い位置にあるかもしれない。ただしゴッフマンやブラウン＝レヴィンソンとは異なって、我々は、その規範に対して「相手の評価に対して肯定的評価をすべき」という意味づけを与えていない。
- (8)逆に、「違った意見を示せ」という規範が働く場面においては、「沈黙」そのものが「暗黙の同意」として受け取られる場合もある。このように、沈黙が暗黙の同意として受け取られるか暗黙の非同意として受け取られるかは、「同意」と「非同意」を構造化する規範によって決まるということもできるかもしれない。それゆえ、意図に関する不一致ではなく、場面を支配している規範に対する解釈の不一致が、沈黙に対する解釈の不一致（例えば「相手の体面を傷つけないための暗黙の拒否」を「羞恥からくる暗黙の同意」として受け取る）を生むのである。
- (9)「沈黙」をある類型的行為として意味づける規範は、実際にはここで取り上げたものよりも多くあるかも知れない。我々がそのうちの二つの規範だけを取り上げたのは、それが他の規範よりも重要であるためではなく、行為が複数の規範の間で構造化される仕方をもっとも単純な仕方ですべて示すためにすぎない。
- (10)こうした規範の捉え方に対しては、規範の存在を實體視するものだという批判がなされるかもしれない。だが、我々がここで主張しているのは、

規範は行為者の関与と相関的に場面において存在しており、逆にある慣行的行為を、行為者ばかりでなく、(研究者を含めた)観察者も、行為者の複数の規範との関与との関係で読み解く(再構成する)ことが可能であるということである。

- (11)(( )のなかは沈黙の秒数、=は発話の接触、//は割り込みを示す。また( )は発話されているが聞き取れなかったものを、大括弧は、話の重複を示す。
- (12)ただし、ここで問題になっているのは、相手の反応によって実際に意見を変えるかどうかということではなく、どのような場合でも相手の意見を顧慮していることを相手に伝えるということである。
- (13)すでに述べたように、沈黙が「礼儀性」規範との関係で意味ある行為となることによって、他の規範的枠組み（例えば「親密性」規範）によっても解釈可能なものとなる。そうした他の規範への消極的関与によって、沈黙は、あらゆる局面で、しかも局域的に、ある特定の形式化された構造を備えることになる(次の例を参照)。
- M1:いいのかねほんとに、んー(3.0秒)でも運動部に入っていると就職なんか楽?そうでもないのかな
- M2: =でも、やっぱりねえ  
(データ7)
- (14)ただしここでの分析はオーディオテープによって記録された言語行動に限られている。視線等の非言語的行動の分析についてはGoodwin (1981)を参照。
- (15)「親密性」の規範や「礼儀性」の規範への消極的関与は、先に述べた順番取りシステムのメカニズムを作動させ沈黙があまり長いものにならないように規制しているかもしれない。
- (16)逆に「親密性」規範が場面規範として存在している場面や文化においては、そうした沈黙は、「疎

遠さ」や「無関心さ」あるいは「理解できないもの」として解釈される可能性もある。

(17)このように継ぎ目のない評価連鎖が構成されていることも、女性の会話に沈黙が少ないもう一つの理由であろう。すなわち、注3及び注6で述べた話題と話題の間隙それ自体が少ないことも、沈黙が少ない理由の一つであろう。

(18)こうしたことから、「親密な」行為は、実際には二つの表現形（コミュニケーションの様式）を取ることになる。一つは自分の身体あるいは身体行為の「些細化」であり、もう一つは相手の身体あるいは身体行為との「同一化」である。

(19)もちろん、そのような発話は、「親密性」の規範によって、積極的に「自分が相手と同じ価値評価をもっている（同一化）」ことを示したり、また否定することで逆に積極的に「自分は相手を傷つけるものではない（同一化と些細化）」ということを示したりする役割を演じているのではあるが。

(20)この研究は会話分析における「優先構造」の問題を、構造化という視点から捉えなおしたものとみることもできるかもしれない。我々は、「優先構造」という概念を、人間の行為のとり構と、その構造のもつ効果を取り上げたという点で高く評価する。しかし、我々は複数の文脈と規範の配置のもとでの行為の構造化を研究の焦点にすることで、「優先構造」そのものもある文脈と規範の配置のもとでの一つの慣行的行為のあり方にすぎないということも示せたと思う（例えば、日本社会における男性の会話においては、「優先構造」という概念はそのままではあてはまらないのである）。だが重要なのは、慣行的行為の文化的違いだけではなく、ある文化や場面における、複数の文脈や規範の配置のあり方と、そこにおける慣行的行為の場面的構造化を探ることである。そしてさらに、そうした構造化が、場面にもたらす効果を探求することである。

#### (文献)

P. Brown and S. Levinson (1989), *Politeness*, Cambridge University Press.

江原由美子、好井裕明、山崎敬一(1984)「性差別のエスノメソロジー」、『現代社会学』、18号。

C. Gilligan (1982), *In a Different Voice*, Harvard University Press.

E. Goffman (1967), *Interaction Ritual*, Doubleday Anchor Press.

C. Goodwin (1981), *Conversational Organization*, Academic Press.

J. Heritage (1984), *Garfinkel and Ethnomethodology*, Polity Press.

S. Levinson (1983), *Pragmatics*, Cambridge University Press.

D. Maltz and Borker (1982), A Cultural Approach to Male-Female Miscommunication, in J. Gumpertz(ed), *Language and Social Identity*, Cambridge University Press.

A. Pomerantz (1978), Compliment Responses, in J. Schenkein (ed.) *Studies in Organization of Conversational Interaction*, Academic Press.

A. Pomerantz (1984), Agreeing and Disagreeing with Assessments, in J. M. Atkinson and J. Heritage (eds.), *Structures of Social Action*, Cambridge University Press.

H. Sacks, E. Schegloff, and G. Jefferson (1978), A Simplest Systematics for the Organization of Turn Taking in Conversation, in J. Schenkein (ed.) *Studies in Organization of Conversational Interaction*, Academic Press.

E. Schegloff and H. Sacks (1973) *Opening up Closings*, *Semiotica*, 7.

山崎敬一、好井裕明(1984)「会話の順番取りシステム」、『言語』13(7)。

(やまざき けいいち・えはら ゆみこ)

◎姫岡とし子 近代ドイツの母性主義フェミニズム 2060円 310	◎中村桃子 婚姻改姓・夫婦同姓のおとし穴 2069円 310	◎金井淑子 フェミニズム問題の転換 2781円 380	◎江原由美子編 フェミニズムの主張 2472円 310	◎小山静子 良妻賢母という規範 2575円 310	◎女性学研究会編 女性学と政治実践 3090円 380	◎L.M.グレノン／坂本訳 フェミニズムの知識社会学 3090円 380	◎ベック＝ゲルンスハイム／香川訳 出生率はなぜ下ったか 5956円 380	◎L.ストーン／北本訳 家族・性・結婚の社会史 2067円 380	◎I.ヴェーバー＝ケラーマン／鳥光訳 ドイツの家族 3041円 380	◎J.L.ランドラン／森田・小林訳 フランスの家族 7725円 380	◎ハルタッハ＝ピンケ他編／木村他訳 ドイツ／オーストリアの社会史 17000円 380
--	---	--------------------------------------	--------------------------------------	------------------------------------	--------------------------------------	---	--	--	--	--	--

東京文京区後楽2-23 勁草書房 電話(03)3814-6861 振替/東京5-175253

\* 定価は消費税込みです。